

農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち
農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施要領

制定 平成24年4月20日23食産第4063号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の13の食料産業局長が別に定める者は、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、地方公共団体、その他食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各事業年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 協議会開催費

農山漁村において、農林漁業者や地方公共団体、有識者等により構成される協議会を開催し、農林漁業者等が参画した太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した地域主導の再生可能エネルギー電気の発電事業を行う組織の立ち上げに係る検討を行う。

（補助対象経費）

技術員手当、技術員旅費、補助賃金、委員謝金、委員旅費、会場借料、会議費、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費等

2 技術調査費

発電事業の検討に必要な事業用地の現地調査や技術調査を行う。

(補助対象経費)

技術員手当、技術員旅費、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費等

3 地域・関係者説明会費

発電事業の計画等について、地域住民や事業関係者への説明会を開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会議費、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成28年3月31日までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 関係する地方公共団体、事業者、団体等との必要な調整・連携が図られていること。
- (4) 地域に賦存する資源を効率的に利用する等の取組により、地域の農林水産業、農山漁村の持続的発展に好影響を及ぼすことが期待されること。
- (5) 地域の優良農地の確保や良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないこと。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成するものとする。ただし、事業実施計画の変更(交付要綱別表1の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。
- (2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式2により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、交付要綱別表1の農山漁村再生可能エネルギー導入推進事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次

に掲げる事項を事業実施計画（別記様式1別添1の(7)の備考欄）に記載するものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実績の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式3により事業実績報告書を作成し、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

別記様式1(第6関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名
印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の
事業実施計画の承認(変更、中止又は廃止の承認)申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049
号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注
2)を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

(変更理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注4)

(中止又は廃止の理由)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(注5)

(注1) 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

(注2) 関係書類として別添1を添付すること。

(注3) 特認団体として申請する事業実施主体は、別添2を添付すること。

(注4) 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があ
った事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実
施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入す
ること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては
省略する。

(注5) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添1) (第6関係)

農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名等)	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	U R L
(2) 事業の実施体制		
※事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。		

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 事業目標（具体的かつ定量的に記載）

(7) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
1 協議会開催費					
2 技術調査費					
3 地域・関係者説明 会費					
計					

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
3. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業内容に要する経費を備考欄に記載すること。
4. 備考欄は、別葉とすることができる。

(注) 欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

(添付資料)

1. 委員謝金、技術員手当、補助賃金については、その単価の根拠資料
2. 事業実施主体の業務・活動内容を示した資料(又はパンフレット、リーフレット等)
3. 事業実施主体が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算(営業)報告書1年分(又はこれらに準ずるもの)
4. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
5. 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

(別添2) (第6関係)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別記様式2(第6関係)

番 号
年 月 日

団体名
代表者の役職及び氏名 殿

(事業承認者) 印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立
事業の事業実施計画の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇により申請のあった平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業の事業実施計画については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、(変更、中止又は廃止)を承認する。

別記様式3（第8関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年度農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業実績報告書

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、別添のとおり実績報告書を提出します。

（要領）

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書（承認された計画書から軽微な変更があった場合）

（1）承認された実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

（2）実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。

2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

3. 外部へ委託した場合は、委託契約書の写し

4. 発電事業を行う組織の概要、発電事業の内容、スケジュール等がわかる資料